

### 国立公園等核心地利用施設改修計画について

- 1 「国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施要領」（平成 31 年 4 月 8 日付け環自国発第 1904085 号。以下「実施要領」という。）別表第 1 に規定する国立公園等核心地利用施設改修計画（以下「核心地計画」という。）は、国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業を活用する山小屋※<sub>1</sub>が作成する。
- 2 核心地計画は様式 4 により作成するものとする。
- 3 核心地計画は、当該計画の実施により適正な山岳利用に資する事業であるとの地域協議会※<sub>2</sub>の推薦を得たうえで実施するものとする。地域協議会は様式 5 により、推薦を行うものとする。ただし、国定公園において、地域協議会に当該国定公園を管理する都道府県が含まれない場合は、別途、当該都道府県の推薦（様式任意）を得るものとする。
- 4 国定公園においては、当該国定公園に関して訪日外国人旅行者誘致に係る目標及び計画が定められていることを示す資料（計画書等の写し等）を添付するものとする。

※1 登山者の利用に供する宿舎であり、車道、商業電力、上水道、下水道のいずれかが利用できない条件が不利な場所にあるもの

※2 山小屋事業者と地方自治体等の団体の参画により山岳環境保全と適正な登山利用等に向けた取組について協議し、これを適切に推進すること目的とするもの